

集落活動センターに関する国の予算状況について

番号	省庁名	資料	事業名	目的	内容	予算額 (単位:百万円)	事業実施主体	補助率	担当課
1	農林水産省	資料1 (P1~2)	都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する。集落連合体による地域の手作り活動を支援し、都市と農山漁村の共生、対流を推進する。	<p>(1) 集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーンツーリズム、子供から社会人までを対象とした体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくりの活動を支援する。</p> <p>(2) 人材活用対策 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくりの活動を支援するため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取り組みを支援する。</p> <p>(3) 施設等整備対策 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくりの活動に必要な拠点施設を確保のため、空き家や廃校等の補修等を支援する。</p> <p>(4) 広域ネットワーク推進対策 都市と農山漁村の共生、対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市の農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取り組みを支援する。</p>	1,950	<p>(1) 地域協議会、農業法人、NPO等</p> <p>(2) 地域協議会、農業法人、NPO等</p> <p>(3) 地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等</p> <p>(4) 都道府県、民間団体、NPO等</p>	<p>(1) 定額(1地区あたり上限 800万円)</p> <p>(2) 定額(1地区あたり上限 250万円)</p> <p>(3) 1/2等(1地区あたり上限 2,000万円)</p> <p>(4) 定額</p>	農業振興局 都市農村交流課 農村振興局 中山間地域振興課
		資料2 (P3~4)	「農」のある暮らしづくり交付金	都市及び都市近接地域において「農」を楽しめる暮らしづくりを推進する。	<p>(1) 農のある暮らしづくり推進対策 都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や、付随する簡易な施設整備を支援する。</p> <p>(2) 「農」のある暮らしづくり整備対策 「農」を楽しめる暮らしに必要な①市民が多様な目的で、「農」と関わるための施設、②地元農産物の生産、加工、流通を促進するための施設、③「農」の持つ、公益的機能を維持、増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援する。</p> <p>(3) 「農」のある暮らしづくり支援対策 「農」を楽しめる暮らしを全国に推進するため、専門家の派遣、都市農業関係情報の整備、効果的な情報提供手法の開発等の活動を支援する。</p>	550	<p>(1) 民間団体、NPO、市町村等</p> <p>(2) 農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者等、市町村等</p> <p>(3) 民間団体、NPO等</p>	<p>(1) 定額(1地区あたり上限 400万円)</p> <p>(2) 1/2以内</p> <p>(3) 定額(1件当たり1,000万円)</p>	農業振興局 都市農村交流課
2	林野庁	資料3 (P5~6)	森林・山村の多面的機能発揮対策	森林の有する多面的な機能を生かすため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村の活性化の取り組みを支援する。	<p>(1) 森林の有する多面的機能発揮対策交付金 地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等の合意により設置する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林保全管理や、広葉樹未利用材の利用活用活動、森林環境教育など、山村の活性化に資する取り組みに対して一定の費用を支援する。 ①地域環境保全タイプ (里山林を維持するための森林の景観保全、整備活動、集落周辺での鳥獣被害の防止活動、風倒木、枯損木の除去、集積、処理) ②森林資源利用タイプ (木質バイオ、炭焼、しいたけ、原木等として利用する活動や、伝統工芸品の原料としての活用等) ③森林空間利用 (地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等) ④機材及び資材の整備 (①及び②の実施に必要な機材及び資材の整備)</p> <p>(2) 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 森林・山村多面的機能発揮対策による活動成果について、評価及び検証を実施する。</p>	3,000	<p>(1) 地域協議会</p> <p>(2) 民間団体</p>	<p>(1) 定額【1/2相当】 (1組当たり、500万円を上限)</p> <p>(3) 委託</p>	林野庁 計画課
3	厚生労働省	資料4 (P7~8)	安心生活基盤構築事業	住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防止、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念(抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保)を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充する。	<p>(1) 安心生活創造事業 ○事業の区分 ①基本事業 ・抜け漏れのない実態把握(社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握) ・抜け漏れのない支援の実施 (買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施、地域福祉の調整役(コーディネーター)の配置等) ・自主財源の確保(寄付や物販等を通じた財源の確保) ・住民参加を促進するための普及啓発(参加を促すイベントや研修による人材確保等) ②選択事業(基本事業の上乗せとして実施) ・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制の構築 ・多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置 ・権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置 等 ○5年間の有期補助(補助単価は逡減) ○平成25年度は100市区町村(170校区)程度を対象</p> <p>(2) 日常生活自立支援事業 ○日常生活自立支援事業 ・判断能力の不十分な者への契約等の支援</p>	セーフティネット支援対策等事業費(250億円)の内数	<p>(1) 市区町村</p> <p>(2) 都道府県・指定都市社会福祉協議会</p>	<p>(1) 定額 (@1,000万円(人口規模に応じて増額) 選択事業を実施する場合は+1,000万円)</p> <p>(2) 1/2</p>	社会・援護局 地域福祉課

集落活動センターに関する国の予算状況について

番号	省庁名	資料	事業名	目的	内容	予算額 (単位:百万円)	事業実施主体	補助率	担当課
4	国土交通省	資料5 (P9~12)	集落における「小さな拠点」の形成推進	複数の集落が集まる集落地域において、地域の実情に応じて、長期的な将来展望を踏まえたうえで、住民が主体となって集落の再生、再編に向けた取り組みを進めていく。	<p>(1) 集落地域における「小さな拠点」の形成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少、高齢化が進む集落が複数集まる地域(小学校区等)において、暮らしの安心を支える複数の生活サービス機能を集落した「小さな拠点」の形成とアクセス手段を図ることにより、持続可能な集落地域づくりを推進するため、地方自治体や地域団体等と連携しつつ、ノウハウの全国的な蓄積、普及を図る。 <p>(2) 集落活性化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域等の条件不利地域において、地域活動の維持・発展を促す集落拠点を整備するため、廃校舎などの既存の公共施設を公益サービスの集落施設へ改修する事業を支援するとともに、その改修施設を集落の拠点として活用する地域活動の維持、発展を促す取り組みを支援する。 	395	<p>(1) 民間事業者 (地域団体、集落等が事業展開)</p> <p>(2) 対象地域を含む市町村等</p>	<p>(1) 委託</p> <p>(2) 1/2</p>	国土政策局 総合計画課 地域振興課
5	総務省	資料6 (P13~14)	過疎集落等自立再生緊急対策事業 (平成24年度補正予算・経済対策)	過疎集落等を対象に、地域資源や地場産業を積極的に活用して、地域の活性化を図るとともに、日用品の買い物支援といった日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む。	<p>○取り組みのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点施設整備等のハード事業や住民主体による持続可能な仕組みづくり等のソフト事業を一体的に実施 地域経済を支える中小企業・地元小規模事業者への発注を促し、地域経済を活性化 <p>○対象事業</p> <p>地域経済が活性化し、過疎集落の自立再生に資する事業</p>	1,500	市町村、住民団体、NPO法人等	定額 (上限 50,000千円)	自治行政局 過疎対策室
		資料7 (P15~16)	過疎集落等自立再生対策事業 (平成25年度)	過疎集落等を対象に、地域資源を活用した地場産業の振興や、日用品の買い物支援といった日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む。	<p>○取り組みのポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民生活の一体性を重視した生活圏域での総合対策(ソフト事業を基本とする) 地域住民の主体性を活かし、施策を総動員して過疎対策を総合的に推進 <p>○対象事業</p> <p>過疎集落の自立再生に向けて総合的に取り組む事業</p>	過疎地域等自立活性化推進事業と併せて3,5億円。	市町村、住民団体、NPO法人等	定額 (上限 10,000千円)	自治行政局 過疎対策室
6	内閣府	資料8 (17~21)	特定地域再生制度 (H25年度は未確定)	少子高齢化への対応など、全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する。	<p>(1) 特定地域再生事業費補助金</p> <p>①特定地域再生計画策定事業 地域の将来像や課題解決のための取り組みについて住民や関係者の合意形成を図るなど、計画の策定のために必要な調査等を実施する場合に補助金を交付する。 (補助先: 地方公共団体 補助率: 10,000千円を限度に全額補助)</p> <p>②特定地域再生計画推進事業 地方公共団体、公共の団体、NPO等が、地域再生計画に記載された特定地域課題の解決に資する事業を実施する場合に補助金を交付する (補助先: 地方公共団体、地方再生推進法人 補助率: 1/2)</p> <p>(2) 特定地域再生支援利子補給金</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定政策課題の解決に資する実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで、必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、利子補給金を支給する。 <p>(3) 課税の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志のある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じる <p>(4) 地方債の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の統廃合等により不要となった公共施設や公用施設について、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定課題の解決に資する当該施設の除去に関して地方債の起債対象とする。 	—	<p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 地方公共団体、地域再生推進団体</p> <p>(3) 地域再生推進団体、企業、NPO等</p> <p>(4) 特定地域再生事業を実施する企業に投資する個人投資家</p> <p>(5) 地方公共団体</p>	<p>再生事業補助金</p> <p>①定額 (上限 10,000千円)</p> <p>②1/2 (上限なし)</p>	内閣官房 地域活性化統合事務局

2 都市農村共生・対流総合対策交付金 [新規]

【1,950(一)百万円】

対策のポイント

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進します。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このような状況を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要です。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体を各地で立ち上げ、関係省庁連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援していく必要があります。

政策目標

全国300地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現(平成25~29年度)

<主な内容>

1. 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「食」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援します。

補助率：定額(1地区当たり上限800万円等)
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等

2. 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します。

補助率：定額(1地区当たり250万円)
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等

3. 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

補助率：1/2等(1地区当たり上限2,000万円、上限なし)
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等

4. 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946(直))
農村振興局中山間地域振興課 (03-3502-6005(直))

3 「農」のある暮らしづくり交付金 [新規]

【550（一）百万円】

対策のポイント

都市及び都市近接地域において、「農」を楽しめる暮らしづくりを推進します。

<背景/課題>

- ・社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズが高まっています。
また、東日本大震災を経て、防災の観点からも都市とその近接地域の農地を維持・活用すべきとの主張が広がっています。
- ・しかしながら、現状において、住民が「農」にかかわる機会は十分に確保されておらず、また、都市農地を地震や水害への備えとして活用する取組も遅れています。
- ・このため、都市やその近接地域において「農」を楽しめる暮らしづくりを推進していく必要があります。

政策目標

都市的地域における市民農園の区画数の拡大
(15万区画 (23年度) →20万区画 (29年度))

<主な内容>

1. 「農」のある暮らしづくり推進対策

都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援します。

〔補助率：定額（1地区当たり上限400万円）
事業実施主体：民間団体、NPO、市町村等〕

2. 「農」のある暮らしづくり整備対策

「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設（市民農園、屋上・河川敷菜園、障害者雇用農園等）、②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設、③「農」の持つ公益的機能を維持増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援します。

〔補助率：1/2以内
事業実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者等、市町村等〕

3. 「農」のある暮らしづくり支援対策

「農」を楽しめる暮らしづくりを全国で推進するため、専門家の派遣、都市農業関係情報の整備、効果的な情報提供手法の開発等の活動を支援します。

〔補助率：定額（1件当たり上限1,000万円）
事業実施主体：民間団体、NPO等〕

〔お問い合わせ先：
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033 (直))〕

「農」のある暮らしづくり交付金 【新規】

- 社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加。また、東日本大震災を経て、地震、水害等の防災の観点からも都市農地を維持・活用すべきとの主張が拡大。
- このような要請を踏まえ、都市及びその近接地域において、ソフト事業・ハード事業の両面から「農」を楽しめる暮らしづくりを支援。

「農」のある暮らしづくり推進対策 【原則1~2年】

- 都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援

〈想定される活動例〉



遊水機能の優れた水田の保全活動



学童の農業体験を通じた食育の推進



高齢者福祉農園の開設準備



既存施設を利用した学童農園の立ち上げ

- ◇ 補助率：定額（1地区当たり上限400万円）
- ◇ 実施主体：民間団体、NPO、市町村 等

「農」のある暮らしづくり整備対策 【原則1年】

- 「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な以下の施設の整備を支援

①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設



(例)市民農園・障害者雇用農園等の整備

②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設



(例)簡易な生産基盤の整備

③「農」のもつ公益的機能を維持・増進するための施設



(例)防災兼用井戸の整備

- ◇ 補助率：1/2以内
- ◇ 実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者等、市町村等

「農」のある暮らしづくり支援対策 【原則1~2年】

- 「農」のある暮らしづくりに向けた全国の活動を支援

- ・ 農業、福祉、教育、防災等の専門家等の各地への派遣
- ・ 都市農業の意義の啓発のための情報の整備
- ・ 効果的な情報提供手法の開発等

- ◇ 補助率
定額
(上限1,000万円)

- ◇ 実施主体
民間団体、NPO
等



専門家等の派遣による研修会の実施

必要な情報の要請

人材・ノウハウの提供

各省との連携

- 文部科学省
 - ・ 学童農園整備に係る情報提供 等
- 厚生労働省
 - ・ 高齢者・障害者等の農園利用の促進 等
- 国土交通省
 - ・ 屋上菜園、河川敷の菜園整備に係る情報提供

○ 「農」を楽しめる暮らしの実現

56 森林・山村の多面的機能発揮対策[新規]

【3,000(一)百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能を発揮させるため、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保安全管理や山村活性化の取組に支援します。

<背景/課題>

- ・森林・林業を支える山村において、過疎化等の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化し、森林の手入れが行われなくなったことで、竹の侵入等による里山の荒廃が進行しているため、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。
- ・森林の多面的機能を持続的に維持発揮させていくためには、山村地域の住民が協力して里山林等の保安全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整えることが不可欠です。

政策目標

全国1,200地域で地域の特性に応じて里山林の保安全管理や山村活性化の取組を推進(平成25~27年度)

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 2,985(一)百万円

地域住民が森林所有者、林業者、NPO、民間団体等との合意により設置する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保安全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する以下の取組に対し、一定の費用を国が支援します。

- (1) 地域環境保全タイプ
 - ・ 集落周辺の里山林を維持するための景観保全・整備活動、集落周辺での鳥獣被害の防止活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理
 - ・ 侵入竹の伐採・除去活動や利用に向けた取組
- (2) 森林資源利用タイプ
 - ・ 里山林の広葉樹等未利用資源を収集し、木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等として利用する活動や伝統工芸品の原料として活用
- (3) 森林空間利用タイプ
 - ・ 地域の森林における森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等
- (4) 機材及び資材の整備
 - ・ 上記(1)及び(2)の実施のために必要な機材及び資材の整備

補助率：定額(1/2相当)
(1組織当たり500万円を上限)
事業実施主体：地域協議会

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(一)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策による活動成果について、評価及び検証を実施します。

補助率：委託
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先： 林野庁計画課 (03-3502-0048(直))]

森林・山村多面的機能発揮対策(新規)

【平成25年度概算決定額：30.0億円】

背景

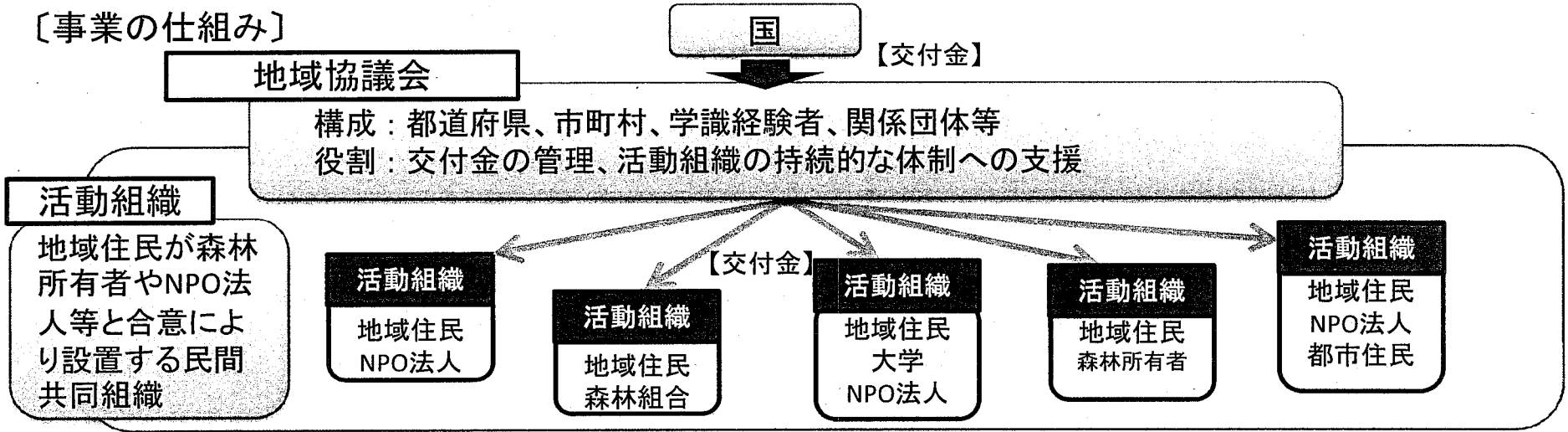
森林・林業を支える山村において、過疎化・高齢化の進行に伴い、地域住民と森林との関わりが希薄化しつつあり、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の有する多面的機能の発揮が困難となっている。

事業

地域住民が森林所有者、NPO法人、関係団体等と地域で合意した民間協働組織(活動組織)が実施する森林の保管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進および山村の活性化に資する取組に対し、平成25年度～27年度の3年間、一定の費用を国が支援。

・補助率：定額(1/2相当) ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円

〔事業の仕組み〕



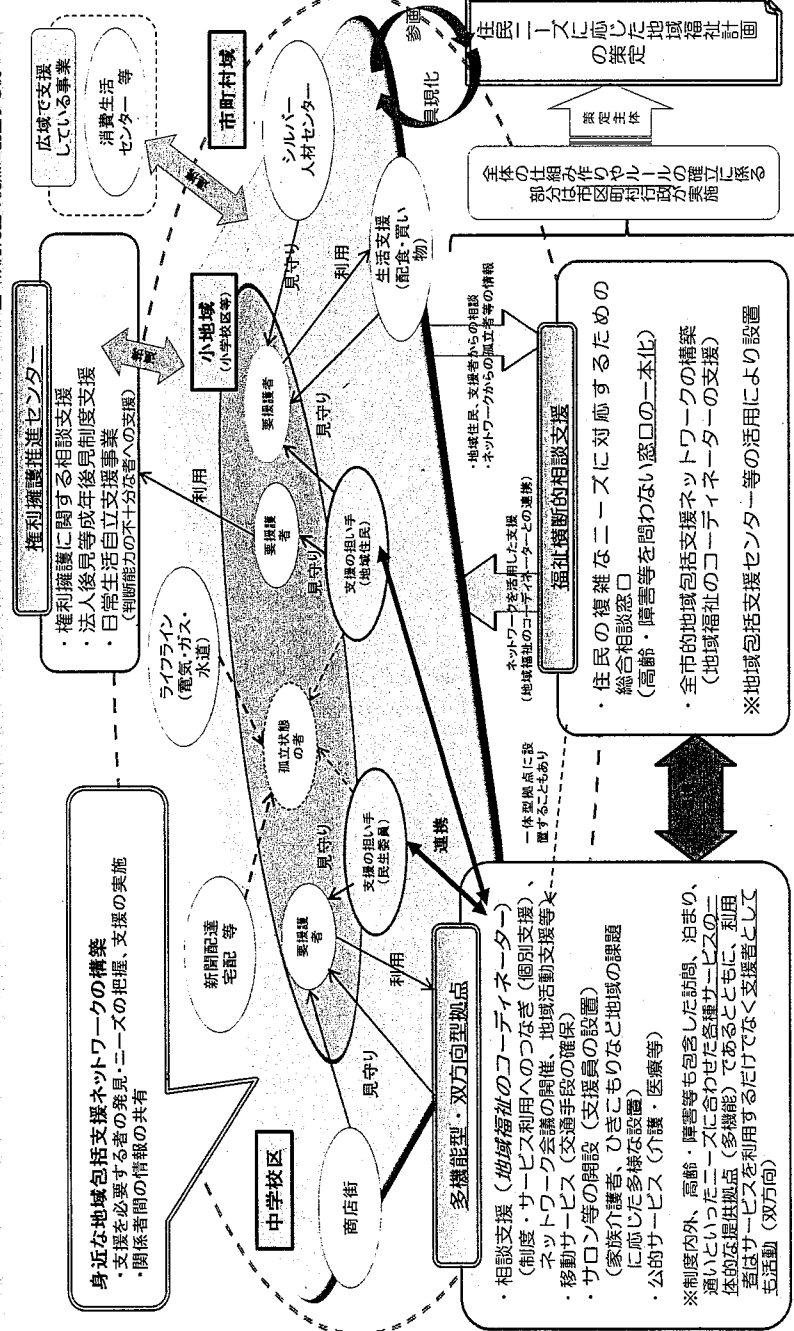
支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ		森林資源利用タイプ		森林空間利用タイプ
	里山林景観を維持するための活動		集落周辺の広葉樹の伐採・搬出	
	侵入竹の伐採・除去活動		広葉樹を薪として利用	森林環境教育の実践

安心生活基盤構築事業（未定稿）

○ 住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充して実施。（平成25年度予算額（案）：セーフティネット支援対策等事業費（250億円）の内数）

地域における社会的孤立防止体制の構築イメージ ※地域福祉のコーディネーターを多機能型・双方向型の拠点に配置する例



安心生活創造事業成果報告書（H24. 8）※平成21年度～23年度のモデル事業の成果・課題等を収載

【今後重要と考えられる取組み】

- ① 社会的孤立を防ぐための官民間様々な多様な主体との連携・協働
- ② 総合的な相談支援体制の確立
- ③ 地域福祉計画の策定
- ④ 契約支援・権利擁護の必要性
- ⑤ 支援担当者も社会参加・自己実現できる仕組み

事業概要（案）

- ① 安心生活創造事業
 - 実施主体：市区町村
 - 補助率：定額（@1,000万円（人口規模に応じて増額））、選択事業を実施する場合は+@1,000万円）
 - (1) 基本事業
 - ・ 抜け漏れのない実態把握
 - ・ 社会的な孤立者等の所在及びニーズ把握
 - ・ 抜け漏れのない支援の実施
 - ・ 買い物支援等の生活支援サービスやサロン等の居場所づくりの実施
 - ・ 地域福祉の調整役（コーディネーター）の配置等
 - ・ 自主財源の確保
 - ・ 寄付や物販等を通じた財源の確保
 - ・ 住民参加を促進するための普及啓発
 - ・ 参加を促すイベントや研修による人材確保等
 - (2) 選択事業（基本事業の上乗せとして実施）
 - ・ 高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援体制の構築
 - ・ 多機能型・双方向型の包括的サービス拠点の設置
 - ・ 権利擁護の包括的な取組を行う権利擁護推進センターの設置等
 - 5年間の有期補助（補助単価は適減）
 - 平成25年度は100市区町村（170校区）程度を対象
- ② 日常生活自立支援事業
 - 日常生活自立支援事業
 - 判断能力の不十分な者への契約等の支援
 - 実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会
 - 補助率：1/2

「安心生活創造事業」

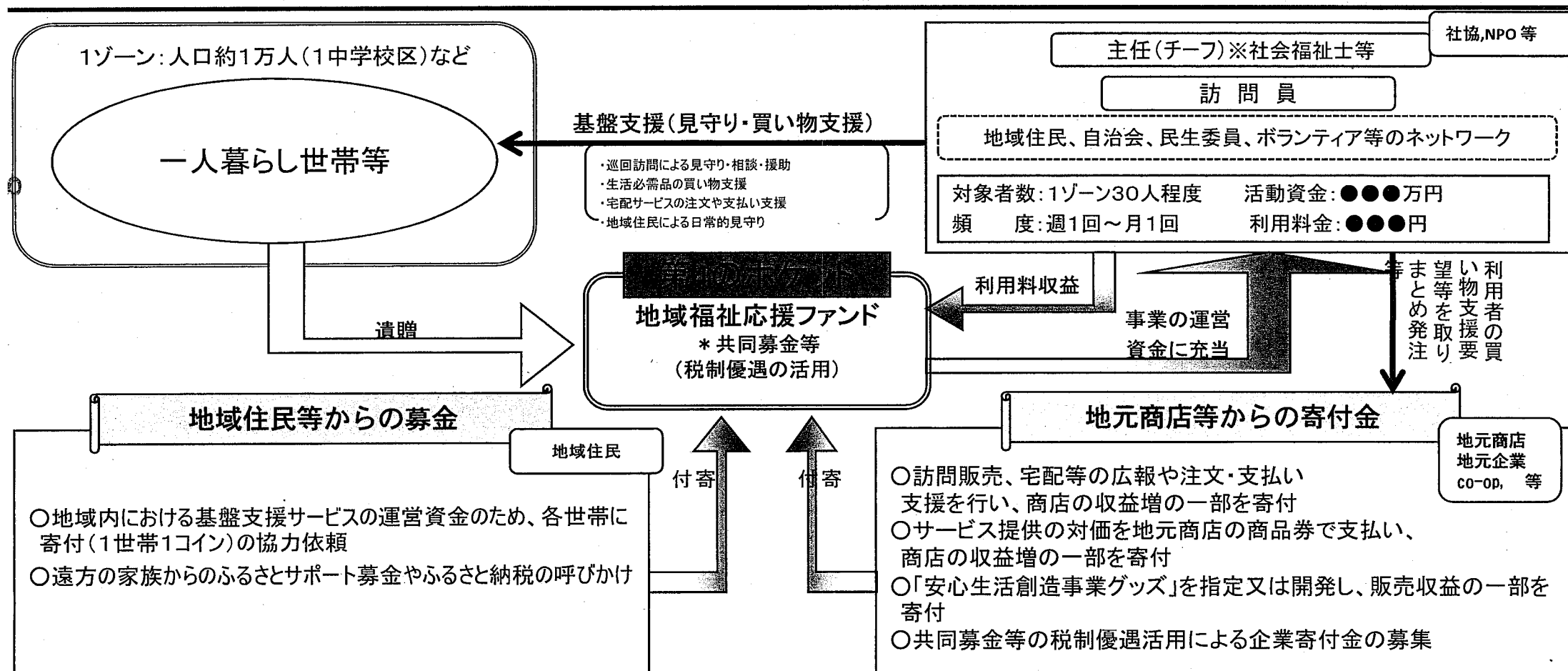
(平成24年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数・補助率10/10)

【目的】厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域づくりを行う。

事業の3原則

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

(参考例) 「安心生活創造事業」の事業モデル 「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ



集落地域における「小さな拠点」の形成推進に係る関連施策
(平成25年度国土交通省国土政策局関係予算)

集落地域における「小さな拠点」の形成等

① 集落地域における「小さな拠点」形成の推進

人口減少・高齢化が進む集落が複数集まる地域（小学校区等）において、暮らしの安心を支える複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な集落地域づくりを推進するため、地方自治体、地域団体等と連携しつつ、ノウハウの全国的な蓄積・普及を図る。

② 既存公共施設を活用した集落拠点の整備

過疎地域等の条件不利地域において、地域活動の維持・発展を促す集落拠点を整備するため、廃校舎などの既存公共施設を活用して、公共サービス機能を集約し、公共サービスのワンストップ化を図る施設へ改修する事業を支援する。

- 集落地域における「小さな拠点」形成推進費

55百万円（皆増）

- 集落活性化推進事業

290百万円（前年度 340百万円）

集落地域における「小さな拠点」形成の推進

【背景】

- 過疎地域等では、高齢化率が50%以上の集落が約16%、50人未満の集落も約3割に及び、小規模・高齢化集落が増加
- これらの地域では、2050年の人口減少率は約61%で、全国平均の約26%を大幅に上回る見込み

【目的】

- 人口減少・高齢化等により全国各地で維持・存続が危ぶまれる集落が拡大する中、暮らしの安心を支える生活サービスの効率的・効果的な提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを推進

小学校区など複数の集落が集まる地域において、医療・福祉、買い物等の複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保

～合意形成・プランづくりのノウハウの蓄積・普及から
具体化支援まで、地域の実情に応じた柔軟な対応～

「小さな拠点」のイメージ例（京都府南丹市美山町）



プランづくり段階

集落地域における「小さな拠点」
形成推進費（新規）

- 地方自治体や地域団体等との連携により、「小さな拠点」の形成を通じた持続可能な集落地域づくりを推進するためのネットワークの構築
- 意欲ある集落地域における「小さな拠点」形成に向けた合意形成・プランづくりに関するノウハウの全国的な蓄積・普及

実施・活用段階

※小さな拠点形成の具体化に必要な活動に対する関係省庁の関連支援メニューを柔軟に活用

その一環として

集落活性化推進事業

- 廃校舎等の既存公共施設を活用し、拠点施設整備を支援
- 図書館機能や公民館機能など ○ 地域活動の維持・発展
公共サービスのワンストップ化

施 策 ・ 事 業 名	集落地域における「小さな拠点」形成推進費
概 要	人口減少・高齢化が進む集落が複数集まる地域(小学校区等)において、暮らしの安心を支える複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な集落地域づくりを推進するため、地方自治体、地域団体等と連携しつつ、ノウハウの全国的な蓄積・普及を図る。
対 象 者	
施 策 ・ 事 業 内 容	<p>○ 地方自治体や地域団体等との連携により、「小さな拠点」の形成を通じた持続可能な集落地域づくりを推進するためのネットワークの構築</p> <p>・地方自治体や地域団体等と連携し、ネットワークを構築して情報交換の場を設定等</p> <p>○ 意欲ある集落地域における「小さな拠点」形成に向けた合意形成・プランづくりに関するノウハウの全国的な蓄積・普及</p> <p>・過疎地域等における小学校区などの複数の集落が集まる地域において、医療・福祉、買い物等の複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保に取り組む際に必要となる地域住民の合意形成やプランづくりでの課題を調査するとともに、課題を解決する過程についてノウハウを蓄積・普及(具体事例モデル調査)</p>
備 考	
担当部署	国土交通省国土政策局総合計画課 TEL:03-5253-8365(直通)

集落地域における「小さな拠点」形成推進費

「集落地域再生プラットフォーム(仮称)」を通じた小さな拠点形成ノウハウの蓄積・普及

人口減少・高齢化が進む集落が複数集まる地域(小学校区等)において、暮らしの安心を支える複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な集落地域づくりを推進するため、地方自治体、地域団体等と連携しつつ、ノウハウの全国的な蓄積・普及を図る。



集落地域再生プラットフォーム

～地域の主体的な活動の全国レベルの広がりに向けた多様な主体のネットワーク構築～

**具体事例の蓄積
ノウハウの共有**
(経験、課題解決・運営手法等の共有)

情報共有ツール提供
(Web、メール等の活用)

人材育成・研修
(集落支援活動の担手の育成等)

アドバイザー助言
(集落支援活動に関わる学識経験者、先進的に取り組む関係団体職員等)

**小さな拠点形成の効果的な具体化に資する
ノウハウの蓄積・普及**

集落地域における「小さな拠点」形成推進費

- 地方自治体や地域団体等との連携により、「小さな拠点」の形成を通じた持続可能な集落地域づくりを推進するためのネットワークの構築
- 意欲ある集落地域における「小さな拠点」形成に向けた合意形成・プランづくりに関するノウハウの全国的な蓄積・普及

地域のニーズに応じた具体化支援

関係省庁等の支援施策の活用

- 廃校舎等の既存施設を活かした拠点施設整備、医療・福祉サービス、買い物弱者対策、地域資源を活かした特産品直売等の地域活動への支援

集落活性化推進事業の概要

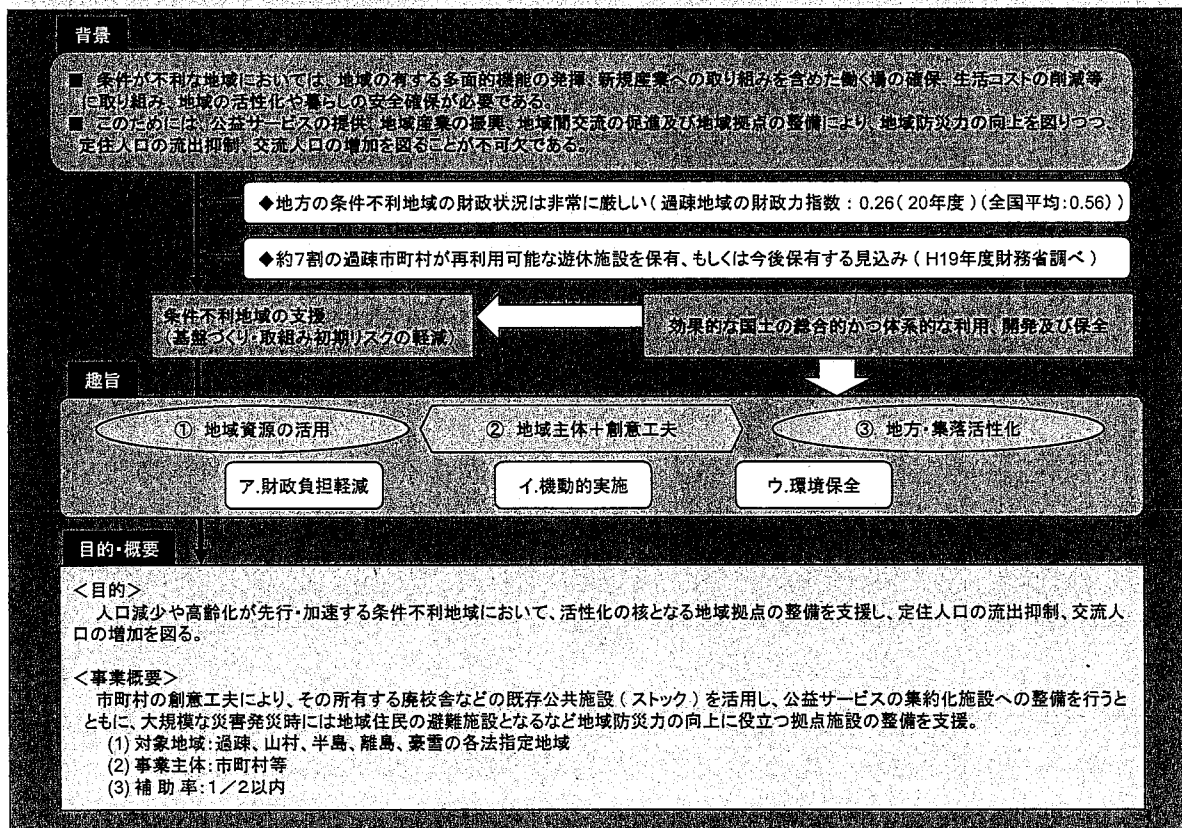
【 目 的 】

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の活発化による交流・定住の促進を図るため、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎など既存公共施設（ストック）を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業を支援することにより、地方における集落の再生に資することを目的とする。

【 事業の概要 】

- (1) 対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- (2) 補助対象
事業の実施に必要な施設の整備（設計、付帯設備等を含む。）及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。
- (3) 事業主体：対象地域を含む市町村等
- (4) 補助率：1／2以内

集落活性化推進経費



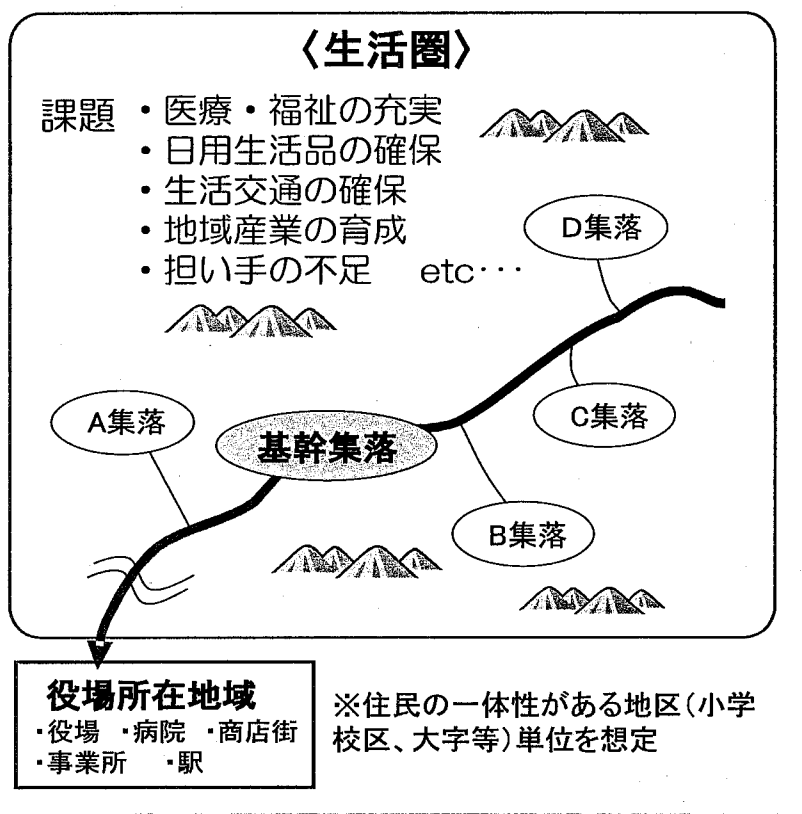
過疎集落等自立再生緊急対策事業

過疎集落等を対象に、地域資源や地場産業を積極的に活用して地域経済の活性化を図るとともに、日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む。

取り組みのポイント

- 拠点施設整備等のハード事業や住民主体による持続可能な仕組みづくり等のソフト事業を一体的に実施
- 地域経済を支える中小企業・地元小規模事業者への受注を促し、地域経済を活性化

過疎の集落と生活圈



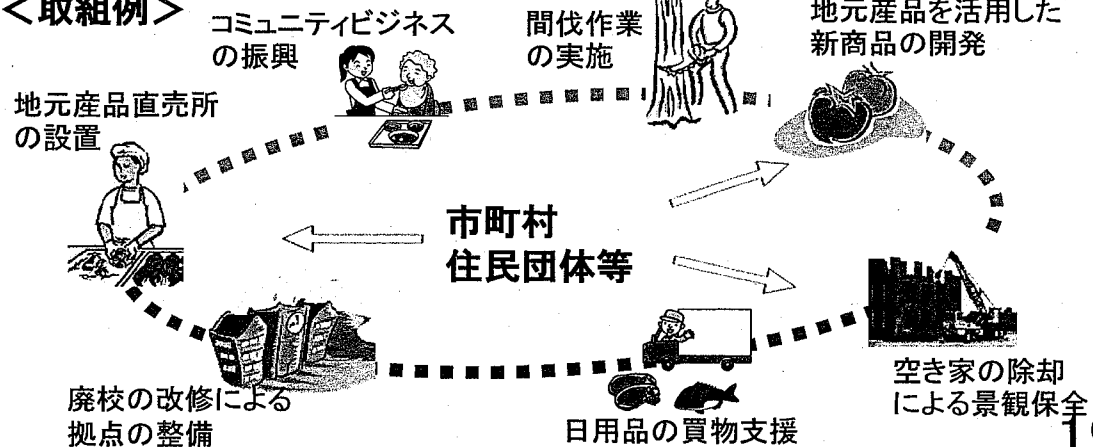
施策の概要

○過疎集落等自立再生緊急対策事業

H24補正予算(案)所要額 15億円
 交付限度額 1事業 5,000万円以内
 ※一般的な事業は1,000~2,000万円を想定

- 事業主体 市町村、住民団体、NPO法人等
- 対象事業 地域経済が活性化し、過疎集落の自立再生に資する事業

〈取組例〉



これはあくまでも取組の一例(イメージ)です。取組に参加する住民団体等のみなさまで、地域の実情を踏まえて、将来を見据え、必要な取組を創意工夫をもって総合的にご検討いただき、事業計画を作成願います。

取組例

○○地区の取組

参考

○○地区の現況

- ◆人口…500人(高齢化率55%)◆集落数…15集落
- ◆世帯数…200世帯(一人暮らし 80世帯)
- ◆施設…役場出張所、公民館、診療所、郵便局、
旅館(1)、商店(2)、保育所(10人)、
小学校(15人)、中学校(5人、地区外へ通学)
- ◆主産業…農業 従事者 30人
林業、造林 従事者 20人
- ◆地域資源…○○神楽の奉納祭、○○棚田

対策(総事業費 14,700千円)

〈1 産業振興 … 7,500千円〉

- ◆農産物の栽培拡大(500千円)
・市場性のある野菜を調査し、住民で協力して栽培
- ◆地域の特産品の生産拡大(1,000千円)
・耕作放棄地を農地として再生
・生産、出荷マニュアル作成・実施で地区のブランド確立
- ◆地域の特産品を活かした加工品の開発(5,000千円)
・廃校舎を改修し、生産加工設備を設置
・加工品の開発
- ◆鳥獣害対策(1,000千円)
・住民参加による大型捕獲オリ、電気柵の設置
・鳥獣害防止のため農地見回りサービス

○○地区の目標

- ◆特産品や加工品による産業振興により、地域の活性化
・○○地区のブランドを確立
・生産量の拡大、販路の確保

現在の取組

- ◆生活交通の確保…コミュニティバス1日2便
(主に買物・診察に利用)
- ◆医療・福祉…診療所 ○○医大から医師の派遣
- ◆生活支援…食料品、衣料品等幅広い品揃えの
移動販売の実施



〈2 活性化・交流促進 … 5,700千円〉

- ◆拠点施設で住民交流(5,000千円)
・移住、交流の活動拠点として公民館を改修し、
地域外への情報発信や地区住民の情報交換及び
高齢者等が談話できる交流の場として活用
- ◆祭りを活用した地域活性化(500千円)
・地域の伝統芸能を活かした祭りイベントの開催
・祭り等のイベントで地場製品の販売促進
・棚田オーナー制度の実施(植え付けや収穫時
に交流会実施)
- ◆放課後塾で子どもの教育(200千円)
・子ども放課後教室、地域文化の学習会の開催

課題

- ◆農業等、地区の産業を発展させたい。
・鳥獣被害が甚大で、農産物の生産が困難
・地域資源を活かした加工品がない。
- ◆地域内外の交流が少ない。
・世代間の交流の機会が少ない。
・伝統文化(○○神楽)の継承・発信ができていない。
・地区外との交流の機会がない。

※事業費は想定です。

〈3 安全・安心の確保、生活支援等…1,500千円〉

- ◆高齢者への買い物対策(500千円)
・コミュニティバスで買い物バスツアー
・食材配送と連携した見守り活動、生活必需品の配送
- ◆地域支援型コミュニティビジネスの立ち上げ(500千円)
・高齢者の見守り・家の修繕・遊休地管理等のサービスを実施
- ◆防災対策(500千円)
・災害時に備えた食糧、資材の備蓄

- ◆きっかけをつくり、地域住民に元気を！
・拠点施設の設置により、交流の機会増
・伝統芸能を活かしたイベントの実施

- ◆住民が共に支え合う地区へ！
・見守りサービスや日常生活のお手伝いにより、
みんなで支え合う暮らしの実現

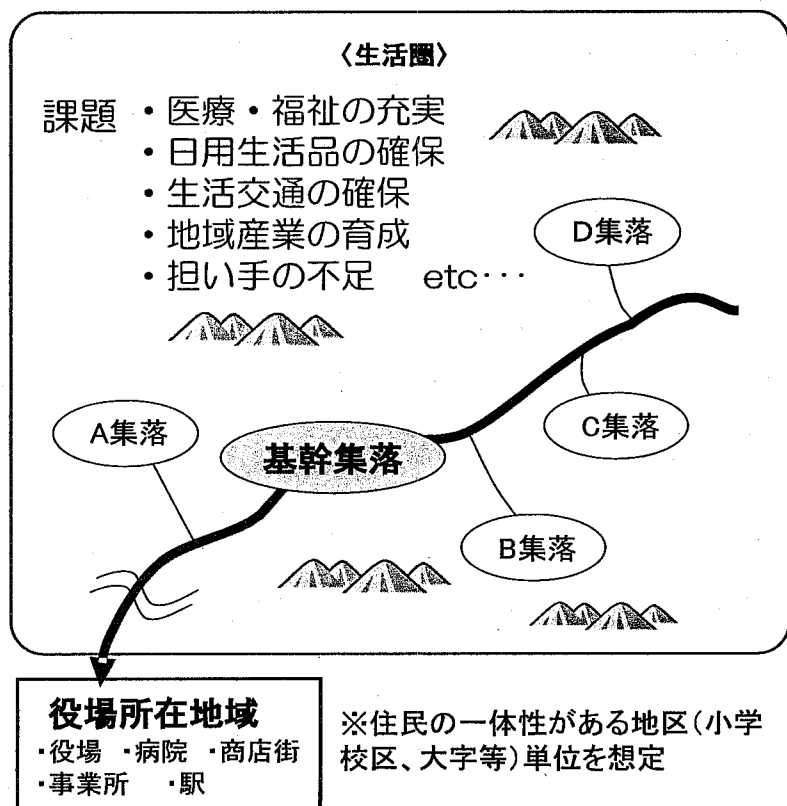
(2) 過疎集落等自立再生対策事業

過疎集落等を対象に、地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む。

取り組みのポイント

- 住民生活の一体性を重視した過疎の生活圏域での総合対策
- 地域住民の主体性を生かし、生活圏域で施策を総動員して過疎対策を総合的に推進

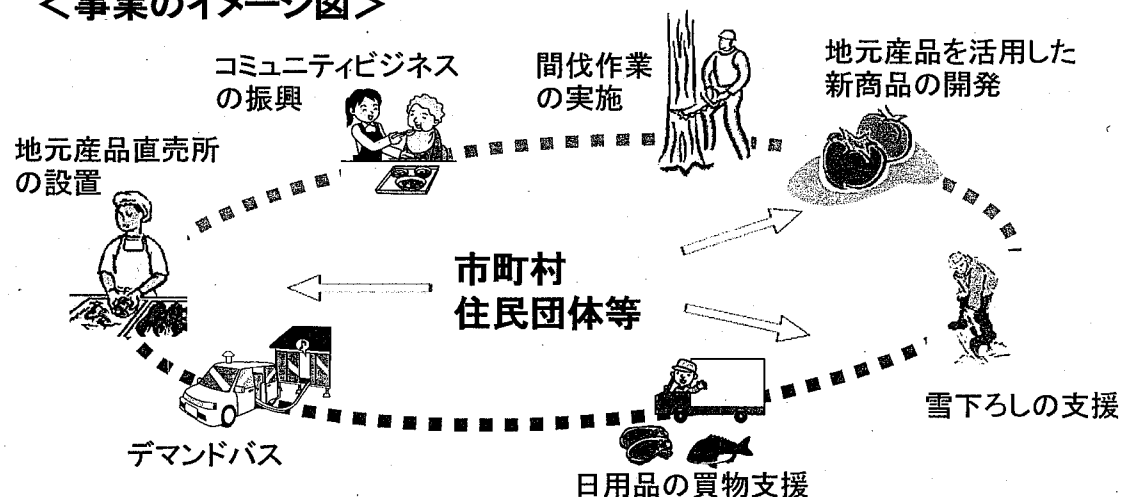
過疎の集落と生活圏



事業の内容

- (1) 事業主体 市町村、住民団体、NPO法人等
- (2) 交付額 1事業あたり1,000万円程度
- (3) 平成25年度予算額内訳
 - ※(1) 過疎地域等自立活性化推進事業と合わせて3.5億円の範囲内で採択予定

〈事業のイメージ図〉



過疎地域等自立活性化推進交付金

平成25年度予算案 5.5億円

(1) 過疎地域等自立活性化推進事業

先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援

- ・産業振興
- ・移住・交流・若者の定住促進対策
- ・地域伝承文化対策

<1事業につき1千万円>

<新規>

(2) 過疎集落等自立再生対策事業

住民団体等が集落外の組織や団体と連携しながら、集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業等を支援

- ・安全・安心な暮らしの確保対策
- ・地区の地域資源を活用した産業・生業の振興

<1事業につき1千万円程度>

地域資源を活用
した過疎地域等の
自立活性化の推進

(4) 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う

- ・生産加工施設
- ・資料展示施設
- ・教育文化施設
- ・地域芸能・文化体験施設

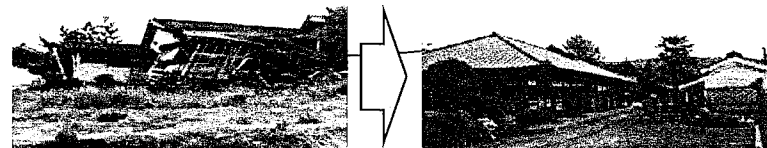
等の整備に対して補助

<交付率1/3>

(3) 過疎地域集落再編整備事業

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

<交付率1/2>



定住促進空き家活用事業



特定地域再生制度について

特定地域再生制度は、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度です。

特定政策課題

○地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成

- ・ 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
- ・ 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
- ・ 居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行的に進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上

○地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

- ・ 地域における農林水産物の有効利用による6次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
- ・ 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定を申請

特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ

複合的サービスをまちづくりと一体的に整備、提供

郊外型住宅団地の再生

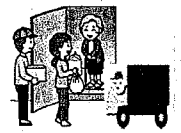
子育て支援

生きがい就労

高齢者の生活支援

地域のコミュニティづくり

住み替え支援



地域包括ケア

高齢者の地域居住

地域再生の担い手支援

買物支援

認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

従来からの地域再生制度の支援措置に加えて、地域再生計画に特定地域再生事業を記載し、認定を受けることにより、以下の支援措置を受けることができます。

- 民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- 社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例（株式譲渡益からの控除）
- 公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施に対する特定地域再生事業費補助金の交付

特定地域再生制度

1. 特定地域再生事業

特定政策課題の設定

特定政策課題：地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるもの

- 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
(医療・福祉・子育て等の一体的整備、郊外住宅団地再生、限界集落対策)
- 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した新たな事業の創出
(農林漁業の6次産業化、エコタウン)

特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請

特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ



認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

- ・民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- ・社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例(株式譲渡益からの控除)
- ・公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- ・その他、特定地域再生事業費補助金を予算措置

2. 提案募集の法定化

特定地域再生のための提案募集を明確に位置づけ

- 地方公共団体等からの提案の活性化
- 地域のニーズを踏まえた支援策の充実

3. 地域再生推進法人の指定制度の創設

地域再生に取り組む非営利法人を地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定

- コミュニティ再生等のノウハウを蓄積したNPO等と連携した特定地域再生事業の推進

特定地域再生事業費補助金

事業概要・目的

○目的：「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）に示された成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援するもの。

① 特定地域再生計画策定事業

○概要：特定の政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付。

○対象：地方公共団体

○補助率：全額補助（10,000千円を限度）

② 特定地域再生計画推進事業

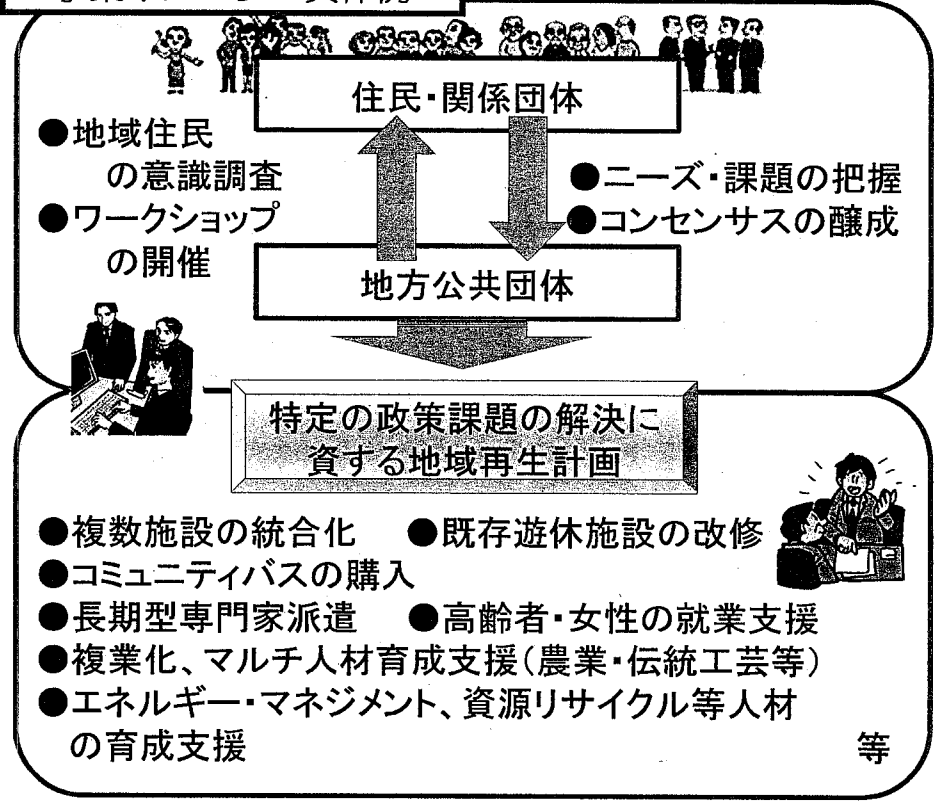
○概要：地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に補助金を交付。

○対象：地方公共団体、地域再生推進法人 等

○補助率：1/2

※既存の補助制度等でカバーできていない事業に対して、隙間をうめる補助を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

○我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、震災の被災地域をはじめとする地方において地域再生の戦略的な取組が強化され、我が国全体の成長につながっていくことが期待されます。

特定地域再生支援利子補給金

特定地域再生支援利子補給金とは、特定政策課題の解決に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給するものです。

これにより、事業資金を低利で借り入れることができるため、事業の円滑な実施につながることを期待できます。また、雇用機会の創出や地域経済の活性化なども期待できます。

(1) 国から指定を受けることが可能な金融機関

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①銀行 | ②信用金庫及び信用金庫連合会 |
| ③労働金庫及び労働金庫連合会 | ④信用協同組合及び信用協同組合連合会 |
| ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 | ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 |
| ⑦農林中央金庫 | ⑧株式会社商工組合中央金庫 |
| ⑨株式会社日本政策投資銀行 | |

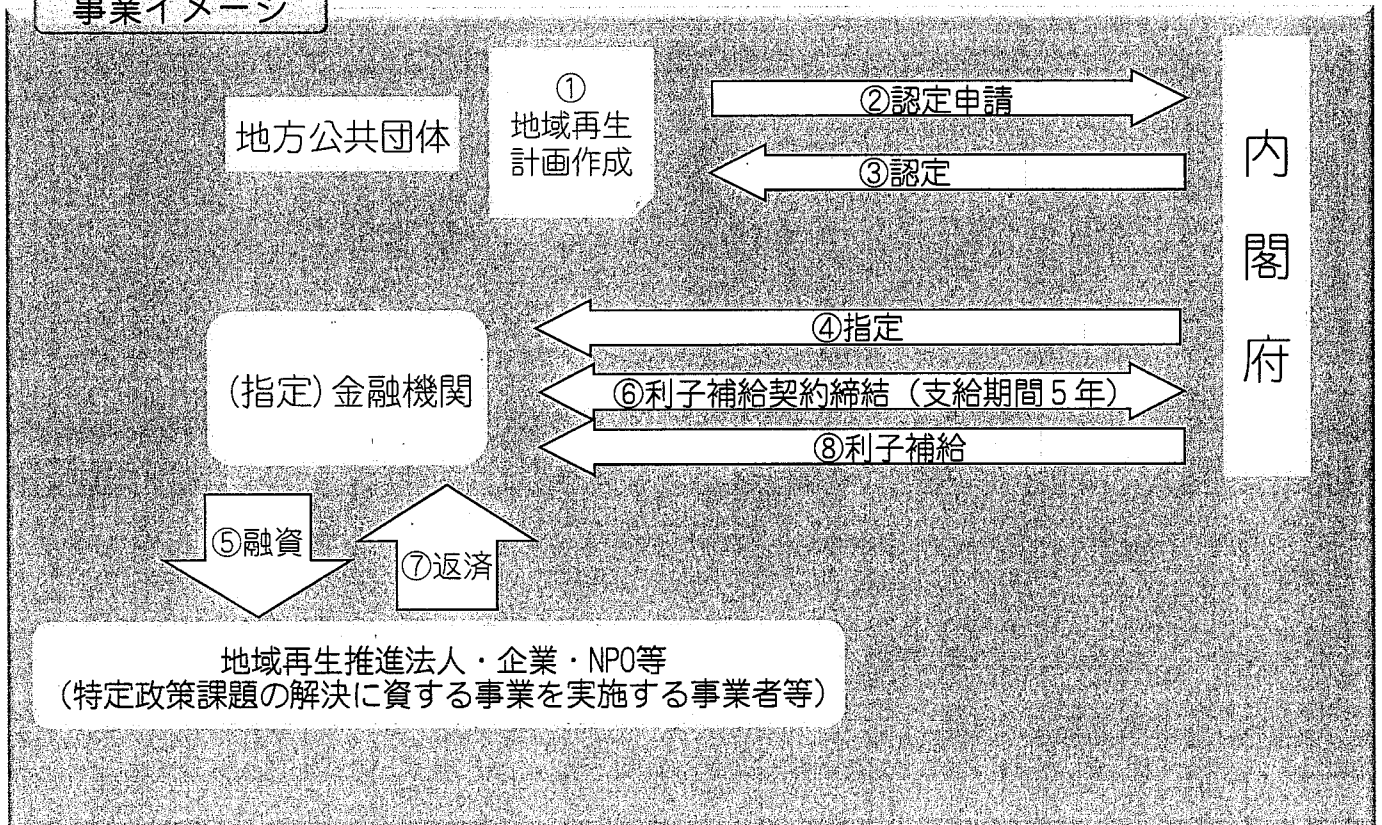
(2) 利子補給金の支給期間

金融機関が特定政策課題の解決に資する事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

(3) 利子補給金の支給対象となる事業

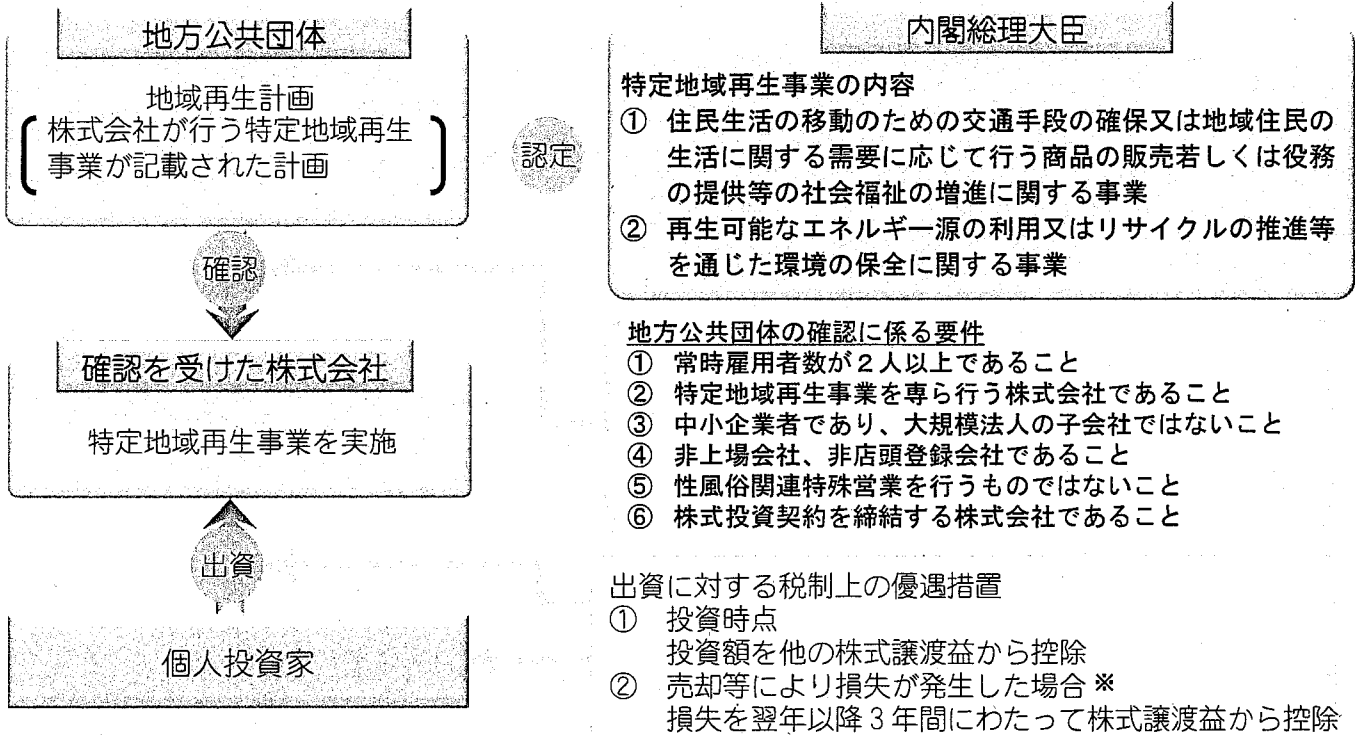
特定政策課題の解決に資する事業 等

事業イメージ



課税の特例

特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じます。

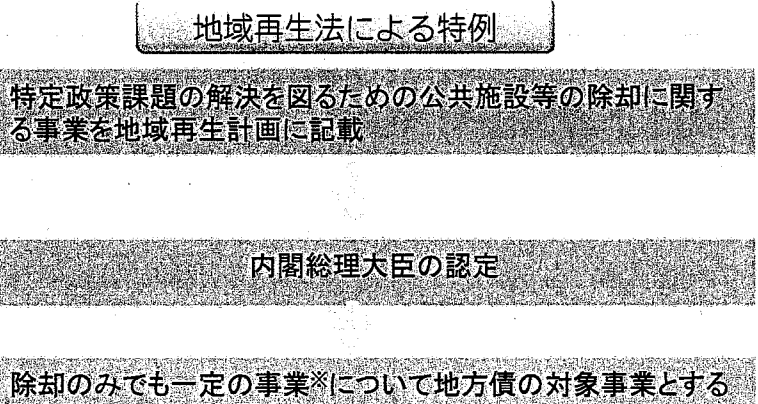


※投資時点で優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

地方債の特例

施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、地方債の起債対象とします。

- 地方財政法上の内容**
- ◆ 地方債の対象経費は、地方財政法第5条により、建設事業等に限定
 - ◆ 除却については、新たな施設の建設に伴うもののみ対象



※国庫補助金の対象となる事業